

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する				
	規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 会計年度任用職員の職の追加及び廃止並びに時間額の変更につき、東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>① 「デジタル利活用支援員」(時間額2,500円)、「ICT補助職」(時間額1,120円)を追加する。</p> <p>② 「臨時保健師」、「臨時看護師」、「臨時歯科衛生士」、「狭山保育園保育士」、「狭山保育園臨時保育士」、「臨時栄養士」を削除する。</p> <p>③ 「消費生活相談員」の時間額を190円引き上げ「1,810円」から「2,000円」に、「助産師」の時間額を120円引き上げ「1,750円」から「1,870円」に、「保育士」の時間額を60円引き上げ「1,480円」から「1,540円」に、「臨時11時間開所保育士」の時間額を30円引き上げ「1,270円」から「1,300円」に、「土木・清掃作業員」の時間額を80円引き上げ「1,170円」から「1,250円」に、「介助員」の時間額を110円引き上げ「1,120円」から「1,230円」に「臨時保育士」の時間額を60円引き上げ「1,130円」から「1,190円」に、「児童館業務員(有資格)」の時間額を60円引き上げ「1,130円」から「1,190円」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和6年4月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。